

(容器包装に係る分別収集及び
再商品化の促進等に関する法律)

久慈市分別収集計画
(第11期)

令和7年8月

久 慈 市

— 目 次 —

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法 第8条 第2項 第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法 第8条 第2項 第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法 第8条 第2項 第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法 第8条 第2項 第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法 第8条 第2項 第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法 第8条 第2項 第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法 第8条 第2項 第7号)	9

久慈市分別収集計画（第11期）

令和7年8月28日

1 計画策定の意義

久慈市は、岩手県の沿岸北部に位置し、東は太平洋、西に北上高地の美景が映える自然豊かな都市である。

当市は、「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」をその将来像とし、これを実現するため、「重点戦略」と「基礎戦略」に区分けし、新たなまちづくりを推進している。この中で資源循環型社会の推進については、基礎戦略1「共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり」を進めるうえでの主要施策に位置付けている。

また、久慈広域連合（以下「連合」という。）の構成組織として、他の町村とともに、廃棄物の諸問題に取り組んでおり、現在は久慈広域の最終処分場の残余容量が数年分しか無いことから、より一層のごみ排出量削減に取り組む必要がある状況である。また、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

このような状況のなか、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割及び具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者及び行政が一体となって、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築に努める。
- (2) 連合を構成する市町村が一体となり、ごみの減量化及びリサイクル運動に努めるとともに、安定したごみ処理体制の構築を積極的に進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和9年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

本計画では、容器包装廃棄物の各名称を以下のように統一して使用することとする。

◆主として鋼製の容器包装に係るもの・・・・・・・・・・スチール

◆主としてアルミ製の容器包装に係るもの・・・・・・・・・・アルミ

◆主としてガラス製の容器包装に係るもの

(主としてほうけい酸ガラス製の物及び乳白ガラス製の物を除く)

・無色のガラス製の容器・・・・・・・・・・無色ガラス

・茶色のガラス製の容器・・・・・・・・・・茶色ガラス

・その他のガラス製の容器・・・・・・・・・・その他ガラス

◆主として紙製の容器包装であって飲料を

充てんするための容器に係るもの

(原材料としてアルミニウムが

使用されているものを除く)・・・・・・・・・・紙パック

◆主として段ボール製容器・・・・・・・・・・段ボール

◆紙パック、段ボール以外の主として紙製容器包装に

係るもの・・・・・・・・・・雑がみ、新聞紙

◆主としてプラスチック製の容器包装であって、

飲料、しょうゆ等の調味料を充てんするための

ポリエチレンテフタレート製の容器に係る物・・・・PETボトル

◆主としてプラスチック製の容器包装であって、

発泡スチロール製の食品トレイ以外の容器・・・・発泡スチロール

◆PETボトル、発泡スチロール以外の

プラスチック製容器包装・・・・・・・・・・その他プラ製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	3,172 t	3,129 t	3,096 t	3,063 t	3,027 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者及び行政等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1） ごみの減量化

- ア. 市広報等にごみの減量化に関する情報等を掲載し、排出抑制を促進する。
- イ. 市の指定するごみ袋の使用による排出抑制を促進する。
- ウ. スーパーマーケット等の小売店と連携して、包装の簡素化を推進する。また、マイバッグの利用を推進し、レジ袋の提供を断る運動を促進する。
- エ. リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な活用を図る。
- オ. 環境に配慮した行動に取り組む小売店を「エコショップいわて認定店」として認定し、市民に広く紹介する。

（2） リサイクルの推進

- ア. 公共施設に各種の回収BOXを設置し、資源リサイクルを促進する。
- イ. 各地区衛生班、資源物集団回収実施団体及びボランティア団体を中心としたリサイクル活動を推進する。
- ウ. 再生製品の需要拡大を図るため、関係機関、団体及び事業者と協力し、積極的なPR活動を展開する。

（3） 市民意識の啓発

- ア. あらゆる機会をとらえ、市民のモラル向上を図り、都市美化を推進するとともに、環境パトロール員を置き、適正処理の推進や不法投棄の未然防止に努める。
- イ. 久慈市衛生班連合会との連携により、ごみ減量及び適正排出についてPR活動を展開し市民の意識啓発に努める。
- ウ. ごみ分別に係るガイドブックの見直しやごみ分別辞典「ごみサク」の更新を実施し、分別に対する市民意識の向上を図る。

（4） 環境教育の徹底

- ア. ごみの分別排出、環境保全への意識を高めるため、学校や地域における環境教育の充実を図る。特に、ごみの減量やリサイクルに係る出前講座をはじめ、ごみ処理施設や再資源化処理施設の見学、各種研修会などを通じ、環境問題に対する認識を深める。
- イ. 事業者に対するごみの排出抑制、分別排出、再生品利用の意義と効果及びごみの適正処理などの啓発活動を充実させる。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

連合で管理している最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度及び連合が有する収集機材や選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		排出に係る分別の区分	収集に係る分別の区分
ス	チ	缶類	缶類
ア	ル		
無	色	びん類	びん類
茶	色		
そ	の		
紙	パ	紙パック	紙パック
段	ボ	段ボール	段ボール
その他紙製 容器包装	雑	雑がみ	雑がみ
	新	新聞紙	新聞紙
P	E	PETボトル	PETボトル
主としてプラスチック製の容器包装であってPETボトル以外のもの	発	発泡スチロール	発泡スチロール
	そ	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物ごとの量は、以下のとおりとする。

(単位：t)

項目	R 8年度		R 9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
スチール（独自処理）	23.29		22.78		23.66		23.24		23.22	
アルミ（独自処理）	53.54		52.64		53.98		53.39		53.33	
無色ガラス	41.32		41.86		42.06		41.75		41.89	
	引渡 量	独自 処理 量								
	41.32	0	41.86	0	42.06	0	41.75	0	41.89	0
茶色ガラス	120.76		118.97		120.36		120.03		119.79	
	引渡 量	独自 処理 量								
	120.76	0	118.97	0 t	120.36	0 t	120.03	0 t	119.79	0 t
その他ガラス	56.09		55.32		56.54		55.99		55.95	
	引渡 量	独自 処理 量								
	56.09	0	55.32	0	56.54	0	55.99	0	55.95	0
紙パック（独自処理）	4.80		4.73		4.85		4.79		4.79	
段ボール（独自処理）	158.44		154.86		159.54		157.61		157.33	
その他紙製容器包装（独自処理） ※新聞紙含む	124.79		123.51		126.42		124.91		124.94	
	引渡 量	独自 処理 量								
	0	124.79	0	123.51	0	126.42	0	124.91	0	124.94
PET ボトル	93.07		90.12		92.23		91.81		91.38	
	引渡 量	独自 処理 量								
	93.07	0	90.12	0	92.23	0	91.81	0	91.38	0
主としてプラスチック製の容器 包装であって、PETボトル以外 のもの	119.72		119.37		120.41		119.82		119.87	
	引渡 量	独自 処理 量								
	119.24	0.48	118.89	0.48	119.91	0.50	119.34	0.48	119.38	0.49
発泡スチロール（独自処理）	0.48		0.48		0.50		0.48		0.49	
	引渡 量	独自 処理 量								
	0	0.48	0	0.48	0	0.50	0	0.48	0	0.49
その他プラ製容器包装	119.24		118.89		119.91		119.34		119.38	
	引渡 量	独自 処理 量								
	119.24	0	118.89	0	119.91	0	119.34	0	119.38	0
製品プラスチック（プラスチッ ク資源循環法に基づく分別 対象物）	19.08		19.02		19.19		19.10		19.1	
計	814.90		803.18		819.24		812.44		811.59	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

第10期同様、各品目の過去3年平均を基に算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別区分ごとの収集は、連合が行うものとし、現行の収集体制を活用して行う。

収集運搬の段階、選別、保管等の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	スチール	缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・連合の委託業者による定期回収 ・小売店等 ・住民団体による集団回収、公共施設拠点回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合 ・民間業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん類		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器包装	雑誌		
		新聞紙		
プラスチック	PETボトル	PETボトル		
	発泡スチロール	発泡スチロール		
	その他プラ製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

連合構成市町村では、平成9年4月から缶類を、平成10年4月からPETボトル、トレイ、発泡スチロールを、平成12年4月からびん類、雑誌・新聞紙の分別排出を行い、連合で収集し、再資源化処理場において、選別、圧縮及び保管している。また、「その他紙製容器包装」における「雑がみ」については、これまでは「雑誌」として区分していたが、平成28年11月より「雑誌」を包括した「雑がみ」として収集対象を拡大し、収集を開始している。

また、平成25年10月にはプラスチック製容器包装の分別を開始し、連合で収集を行い、民間中間処理施設において選別、圧縮梱包及び保管を行なっている。

分別収集の用に供する施設整備の概要を下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に関する分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール	缶類	透明若しくは半透明の袋	平ボディ車	再資源化処理場 (1) 選別 (2) 圧縮 (3) 屋外保管
アルミ				
無色ガラス	びん類	透明若しくは半透明の袋	平ボディ車	再資源化処理場 (1) 選別 (2) 屋根付保管
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	紐で縛る若しくは紙袋	平ボディ車	再資源化処理場 屋外ストックヤード
段ボール	段ボール			
その他紙製容器包装	雑がみ			
	新聞紙			
PETボトル	PETボトル	透明若しくは半透明の袋	平ボディ車	再資源化処理場 (1) 選別 (2) 圧縮 (3) 屋根付保管
発泡スチロール	発泡スチロール	透明・半透明の袋若しくは紐で縛る	平ボディ車	再資源化処理場 (1) 選別 (2) 溶融 (3) 屋外保管

その他プラ製容器包装	プラスチック製 容器包装	透明若しくは半透明の袋	平ボディ車	民間中間処理施設 (1) 選別 (2) 圧縮・梱包 (3) 屋内保管
------------	-----------------	-------------	-------	---

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、学識経験のある委員で構成された「久慈市環境審議会」を置き、推進体制を整備する。
- (2) 自主的なリサイクル活動等を促進するため、集積場の整備及び集団回収活動などに対する支援などを行う。
- (3) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されたことを受け、連合及び構成市町村で協議を重ね、資源化の促進及び更なる循環型社会の構築を目指した体制づくりを進める。